

鈴鹿市における成年後見制度と日常生活自立支援事業の現状について

（現状）

現在、鈴鹿市では「鈴鹿市後見サポートセンターみらい（以下、後見サポートセンター）」、「鈴鹿日常生活自立支援センター（以下、日常生活自立支援センター）」が市社会福祉協議会内に設置されている。

両センターでは、それぞれ「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」の利用支援を業務としており、後見サポートセンターでは市民や関係機関からの成年後見制度に関する相談、申立書類の作成援助、制度の普及・啓発、法人後見（社会福祉協議会が法人として後見人等を受任）等の取り組みを行っており、日常生活自立支援センターでは、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行っている。

いずれも対象者としては、認知症や知的・精神の障がい等で判断能力が不十分な方の支援をする制度という点で共通しており、両制度にて日常の金銭管理～重要な財産管理、契約等の法律行為の代理等、幅広く支援を行う。

両制度共に、病院や施設が求める「身元保証人」になる権限はないが、医療費・施設利用料の支払い、入院・入所契約の代理、死後事務（※条件有）を行うことは可能である。

（課題）

■ 成年後見制度

鈴鹿市における両制度の現状として、平成24年4月の後見サポートセンター開設以来、市民や関係機関等からの成年後見制度に関する相談件数は年々増加しており、制度の利用者数も年々増加している。

一方で、身寄りのない方等、申立人となれる人がいない場合の「市長申立て」には一定の時間を擁することもあり、申立て準備期間中の財産管理や契約行為の代理等の面で必要な支援が受けられないということが全国的な課題となっている。

また、成年後見制度では医療同意を行う権限はないことも課題である。

■ 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業においても、鈴鹿市では年々利用申し込み者数が増加しており、利用契約前の待機者が複数発生しているのが常態化しており、支援が必要な方が制度利用に至るまで時間を擁している。

■ 身元保証に関する課題

身元保証に関する現状と課題として、医療・介護の現場では、身元保証人や身元引受人など、さまざまな保証人が求められているが、その内容は病院・施設ごとに中身が異なっていたり、それぞれの理解の中で「身元保証人」という言葉が使用されている現状がある。

契約社会の中で、これまで慣習的に保証人等を求めてきた側面もあると考えられ、病院や施設が身元保証がない方に対し、どの様な保証を求めているか整理し、その内容に対してどの様に支援するか（成年後見制度の利用等、身元保証人以外の手段を含む）を検討する必要がある。

また、判断能力が低下しておらず上記両制度の対象とならない方への支援方法の検討も必要である。